

学校給食における危機管理マニュアル

【異物混入・食中毒・食物アレルギー事故対応】



平成29年11月
益田市教育委員会

目次

【異物混入編】

- 1 異物混入防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
 - (1) 食材の購入
 - (2) 食材の検収
 - (3) 調理過程
- 2 給食に異物が混入していた場合の対応・・・・・・・・ P 3
 - (1) 異物混入の発見
 - (2) 異物混入における対応について（レベル4の場合）

【食中毒編】

- 1 食中毒への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
 - (1) 食中毒の的確な把握
 - (2) 連絡体制（図1参照）
 - (3) 児童生徒の対応
 - (4) 保護者への対応
 - (5) 原因の特定

【食物アレルギー編】

- 1 益田市における食物アレルギー対応・・・・・・・・ P 10
 - (1) 対応の概要
 - (2) 食物アレルギー対応食の概要
 - (3) アレルギー対応の内容
 - (4) アレルギー対応食の対応基準
 - (5) 学校等におけるアレルギー対応食の受け渡しと配膳
- 2 緊急時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 緊急時対応の流れ・・・・・・・・ P 12
 - (3) エピペンについて・・・・・・・・ P 16

異物混入編

学校給食における異物混入防止のため、学校給食共同調理場及び各対象校において、次のことに留意して作業にあたるとともに、日常作業の中で「ヒヤリ」「ハット」したことについて、その日のうちに学校給食共同調理場、益田市学校給食会、調理業務受託業者の全体で情報を共有し、対策を講じることとする。

1. 異物混入防止対策

(1) 食材の購入

- ①施設の衛生管理面および食品の取り扱いが良好で、衛生上信用のおける食品納入業者を選定する。(保健所が実施する衛生管理指導票の提出を必須とする。)
- ②食品納入業者との連絡を密にし、学校給食の意義、役割および衛生管理のあり方について、意見交換を行い、衛生管理の啓発に努める。
- ③売買契約に当たっては、衛生管理に関する事項を取り決め、食品納入業者の衛生環境の整備等について、自主的な取り組みを促す。
- ④必要に応じて、食品納入業者の衛生管理の状況を確認する。
- ⑤異物の混入した食品を納入する場合は、その程度により納入停止または、登録取り消し措置をとる。

(2) 食材の検収

- ①検収は、指定の検収室において、益田市学校給食会職員又は栄養教諭等が行い、品名、数量のほか、品質、鮮度、袋の汚れ、破れその他の包装容器等の状況、異物混入および異臭の有無等について点検し、記録する。
- ②食肉類、魚介類等の生鮮食品は、原則当日納入するとともに、1回で使い切る量を購入する。
- ③検収時に、異物を発見した場合の対応
 - (ア) 食品納入業者に異物を示し、速やかに返品して、異物の混入していないものを再度納品させる。
 - (イ) 益田市学校給食会は、その場で食品納入業者に対して、再度発生しないよう注意する。
 - (ウ) 異物混入報告書に記録する。(日時、業者名、食品名、異物名、内容、写真等)食品納入業者に、益田市学校給食会会長あてに文書を提出させる。

(3) 調理過程

- ①検収、下処理及び調理の全ての段階で複数の調理員で目視確認を徹底することにより、異物混入を防ぐよう努める。目視は次の点に留意する。
 - (ア) 目視をする部屋の照度は十分に保つ。
 - (イ) 海藻類などの海産物は、海のゴミが混入していることが多いので、特に気をつける。
 - (ウ) 米等は、精米所で、色彩選別機と金属探知機で選別されているが、異物混入の可

能性はゼロにならないとの認識の上で目視確認を行う。

- ②フードスライサーについては、ボルトのゆるみや刃こぼれがないかを使用前、使用中（料理ごとまたは、釜ごと）作業終了後に確認し、その都度点検表に名前と時間を記録する。
- ③ビニール袋に入っている食材をはさみで切って開封する際には、切れ端がでないように二度切りはしない。また、最後まで切り落とさない。シールの上はきらない。素材により、切り落とさざるを得ない場合は、切れ端と袋を確認する。
- ④野菜、果物等の下処理は、流水で三度洗浄する。加熱せずに提供する場合は、丁寧に洗浄し、三槽目は手袋を着用する。必要に応じて、消毒を実施する。
- ⑤調理作業中に異物を発見した場合の対応は、別紙１のとおり迅速に対応すること。

（ア） 給食調理場施設・設備の点検

- ・調理室内は、関係者以外の立ち入りを禁止する。
- ・調理員は、調理場に入る前の日常の被服点検を徹底し、調理場に入る際には、エアシャワー等で、ゴミ、髪の毛などを除去する。
- ・施設内の調理機器・器具を調理開始前、終了後に必ず点検し、部品の破損による給食への混入を防ぐ。

（イ） 各学校等への配送過程

- ・調理場から各学校等の配膳室入口までの、配送員の安全・衛生管理の徹底について指導する。
- ・調理した給食は、コンテナ等に入れて各学校等の配膳室入口へ配送し、確実に学校へ受け渡す。

（ウ） 学校内での衛生管理

- ・配膳室、ランチルーム等の衛生管理に努め、生ゴミ・残菜等を置かない。
- ・配膳室にみだりに人が出入りしないようにする。また、廊下に放置されるコンテナについては、異物混入が起こらないように管理する。
- ・牛乳・給食・パン・デザートなどの受け渡しについては、異物の混入及び破損の有無を確認する。
- ・食器及び食缶に異常がないか確認する。

（エ） 児童・生徒に対する指導

- ・教室での配食は、学級担任の管理・指導のもと、異物が混入しないよう十分注意する。
- ・給食当番は、白衣・帽子・マスクを着用し、配食の過程で異物が混入しないよう十分注意する。
- ・教室・ランチルーム内において、画鋲・ホチキスの芯・コンパスの針、ピンなどが散乱しないよう整理整頓を心がける。

【原材料および調理配食までの異物混入や食品の異常の対応】

	レベル1、レベル2 髪の毛、虫（野菜の虫など）ビニールなど	レベル3 虫（ナメクジ、ゴキブリなどの衛生害虫）	レベル4 金属類、ガラス
検収	異物を取り除く。状態が悪ければ、返品、交換、使用中止。業者に対して再度発生しないように注意する。		
下処理	異物を取り除き、ほかの釜も確認する。洗浄できる材料は、再度きれいに洗う。（ひどい時は、洗浄回数を増やす）場合によっては、返品、交換、使用中止。原材料由来のものは、業者に対し、再度発生しないように注意する。		
切裁	少しの異物（虫）なら、取り除き、多い時は、切裁したものをもう1度洗う。	異物を取り除く。確認しながら作業し、異物によっては、材料を廃棄する。	異物の混入場所や原因を探し、特定させる。破損したと思われる物に対しては、破損部分を探し本体と合わせてみる。刃こぼれのあった釜は材料を廃棄。他の釜については、確認後状況を見て配食中止やメニューの変更などを判断する。
調理中	異物を取り除く。確認しながら作業し、異物によっては、材料を廃棄する。		
配缶	異物を取り除き、少量ずつ確認しながら配缶する。異物によっては、配食を中止する。		

2. 給食に異物が混入していた場合の対応

（1）異物混入の発見（異物の種類により対応を判断すること）

調理器具の部品、ハリ、包丁の刃先など、児童生徒の健康に影響を及ぼすと判断される異物混入の場合は、学校長は全クラスの給食を中断するよう指示する。

学校長はただちに市教育委員会（学校教育課）及び学校給食共同調理場に事態を連絡する。異物の混入状態によっては、市教育委員会（学校教育課）は、学校給食共同調理場の対象校へ緊急連絡して、当該献立にかかる中止措置をする。

異物が入っていた食缶、食器はできるだけ現状のまま学校給食共同調理場に返却する。

レベル	異物の内容	対応	
		学校	学校給食共同調理場 市教育委員会
1	髪の毛、虫（野菜の虫など）など	・児童生徒の不安解消 ・事実確認、現存保存 ・学校給食共同調理場に連絡	・異物の原因究明 ・異物混入報告書の作成
2	髪の毛、虫、ビニールなどで、喫食時の状況（子どもが不安感を持ったもの等）で判断するもの	・児童生徒の不安解消 ・事実確認、現存保存 ・学校給食共同調理場に連絡	・異物の原因究明 ・異物混入報告書の作成
3	虫（ナメクジ、ゴキブリなどの衛生害虫）、混入状況及び喫食時の状況から教育長へ報告が適当と判断したもの	・児童生徒の不安解消 ・学校給食共同調理場に連絡 ・場合によっては、給食を中止し、事実確認、現存保存	・異物の原因究明 ・異物混入報告書の作成
4	金属類、ガラスなど極めて危険性が高いものの混入や健康被害が懸念されるもので給食中止としたもの	・給食を中止し、事実確認、現存保存 ・学校給食共同調理場に連絡 ・児童生徒の不安解消 ・保護者宛て文書の送付 ※いたずらに不安を助長させないようにする。	・異物の原因究明 ・異物混入報告書の作成 ・関係機関への連絡 ・保護者宛て文書の作成、配布（サイボウズにて学校へ送付） ・報道発表

（２） 異物混入における対応について（レベル４の場合）

①学校内の連絡体制

児童生徒→担任→学校長・教頭

（ア）担任は児童生徒から異物の報告を付けたときは、直ちに当該クラスの給食を中断し、学校長に報告する。

（イ）学校長は、全クラスの給食を中止し、児童生徒の被害状況を把握する。

- (ウ) 当該児童生徒並びにその児童生徒のグループからも異物混入の状況について聴取すること。
- (エ) 聴取内容 (いつ、どこで、だれが、どんな風に発見し、どのように対応したか)

②関係機関への連絡体制

異物を発見後、ただちに連絡すること。

- (ア) 学校→学校給食共同調理場
- (イ) 学校→市教育委員会 (学校教育課)

③市教育委員会 (学校教育課) における連絡体制

- (ア) 市教育委員会→学校給食共同調理場

→当該調理場の全対象校に連絡し、当該献立の中止措置をとる。

→教育部長 →教育長 →市長

- (イ) 市教育委員会 (学校教育課) →益田教育事務所→島根県保健体育課

- (ウ) 市教育委員会 (学校教育課) →益田保健所

- (エ) 市教育委員会 (学校教育課) →益田警察署

(異物の種類や児童生徒の被害状況を把握してから、学校長との協議により調査依頼について検討する。)

④被害児童生徒の保護者への説明と謝罪 (市教育委員会)

経過説明と当面の対応策ならびに再発防止策について説明する。

⑤児童生徒の健康被害の有無の確認 (全対象校)

学校給食共同調理場の全対象校において、各クラス担任は養護教諭と連絡を取り、児童の体調の変化に注意し、健康被害の有無を確認する。

⑥保護者への報告

重大な異物混入については、市教育委員会において記者発表した場合は、同時に学校給食共同調理場の対象校を通じて保護者に対しても異物混入の概要について説明する。(異物混入が発生した日のうちにサイボウズを利用し対象校へ送付する。印刷は、速やかな対応を目指すため、学校が行う。)

⑦原因の究明

- (ア) 当日の食材の検収時、調理時に異物や外観の異常の有無を確認する。
- (イ) 食材の包材や調理機器、機材の素材と一致していないかを確認する。
- (ウ) 調理工程を確認し、調理機器、器具の異常の有無を確認する。
- (エ) 学校で発見された場合は、学校での混入の可能性を調査、確認する。
- (オ) 食材納入業者に確認し、製造、加工の工程における混入の可能性を調査し、必要に応じて保健所と協力して立ち入り等を実施する。

⑧改善策の検討

- (ア) 当日の食材の検収時、調理時に異物や外観の異常の有無を確認する。
- (イ) 食材納入業者、既製品の製造業者に指示した場合は、検査結果や再発防止策について報告書を提出させる。
- (ウ) 学校等に原因があった場合は、学校側と話し合い、必要な再発防止策について協議する。

(エ) 原因が解明できず、効果的な改善策を講じることができない場合であっても、混入の可能性について調査し、異物混入リスクの軽減に努める。

食中毒編

1. 食中毒への対応

(1) 食中毒の的確な把握

欠席者の欠席理由や異常を訴えた児童生徒の症状に、腹痛・発熱・嘔吐・下痢が共通にみられるなど、食中毒の疑いがある時は、直ちに学校医、市教育委員会（学校教育課）に連絡し、患者の措置に万全を期すとともに、次に示す基本的状況について把握する。

- ①発症者の特定と人数（学年別、学級別、男女別）
- ②症状の内容（腹痛・発熱・嘔吐・下痢）
- ③発症した時間と場所
- ④学校、学年、学級、地域等で行われた行事の有無
- ⑤医療機関への受診の有無

(2) 連絡体制（図1参照）

①関係機関への連絡体制

- (ア) 学校→学校給食共同調理場
- (イ) 学校→市教育委員会（学校教育課）

②市教育委員会における連絡体制

- (ア) 市教育委員会（学校教育課） →学校給食共同調理場
→学校給食共同調理場の全対象校に連絡し、発症状況を確認する。
→教育部長 →教育長 →市長
→議会事務局 →総務文教委員会委員長
→教育委員
- (イ) 教育委員会（学校教育課） →益田教育事務所→島根県保健体育課
- (ウ) 市教育委員会（学校教育課） →益田保健所
- (エ) 市教育委員会（学校教育課） →益田警察署

(3) 児童生徒の対応

- ①全員の健康観察
- ②益田保健所による検便、喫食調査等への協力
- ③学校医・益田保健所・市教育委員会・学校長と連携しながら、健康診断、出席停止、消毒その他の措置について協議する。

(4) 保護者への対応

①情報提供の依頼

(ア) 正確な発生状況、食中毒についての正しい知識、児童生徒及び家族の健康管の注意事項、今後の対策について、随時文書で通知する。その際、プライバシー等人権の侵害がないように配慮する。

(イ) 児童生徒の健康状態に不安がある場合は、直ちに申し出るよう依頼する。

(ウ) 益田保健所の指示により検便、消毒、健康調査等を実施する場合は、その趣旨や実施方法を説明し、依頼を協力する。

②質問等への対応

保護者からの質問等については、窓口を一本化し、回答する。(マスコミ対応も同様)

③発症児童生徒の保護者対応

面会するなどし、今後の登校の可否については、医師の判断をもとに相談する。

(5) 原因の特定

学校給食共同調理場は、益田保健所の検査に協力するため、次のとおり体制を整備し、益田保健所の指示のもと、給食を中止する。

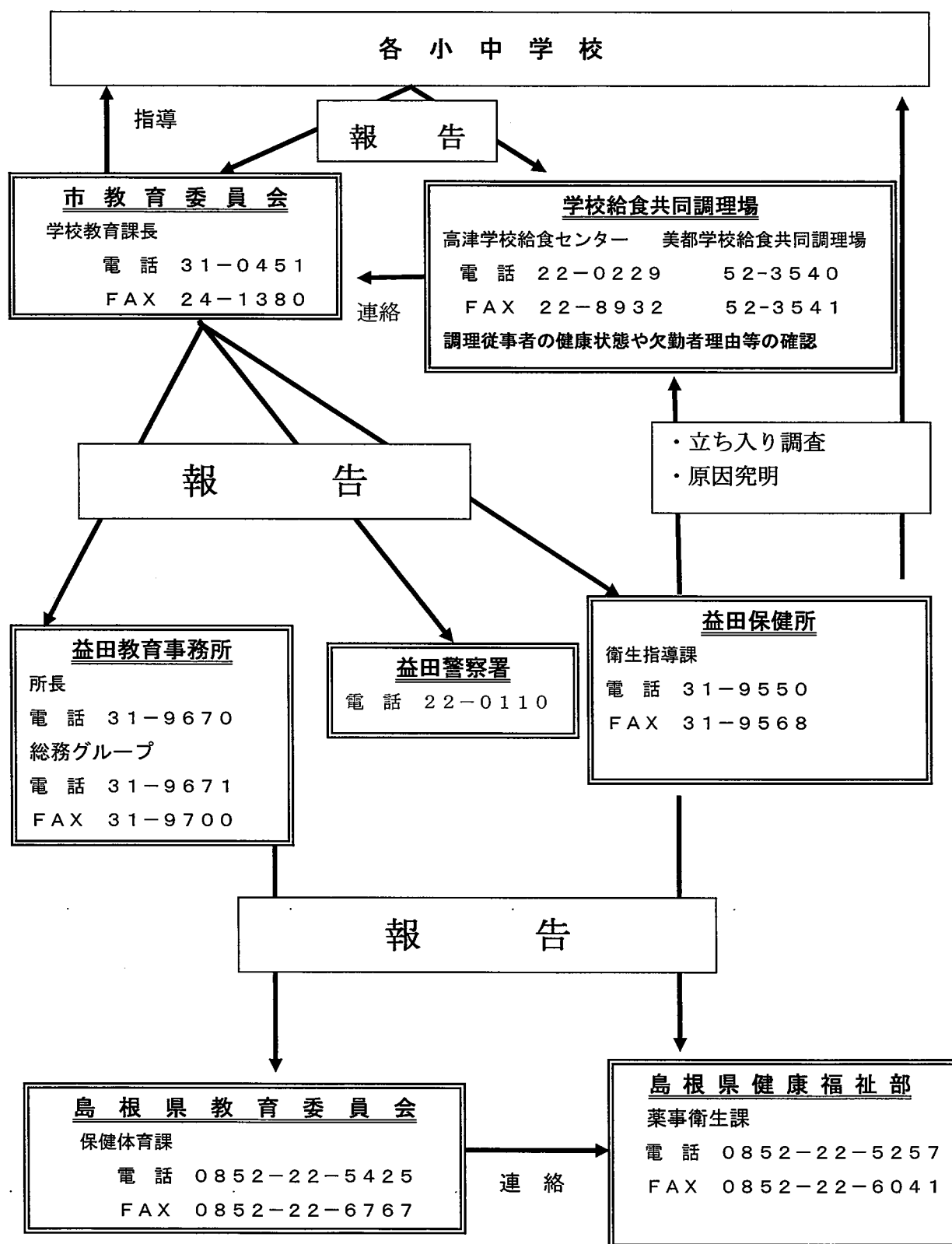
①下処理室、調理室などの現状維持

②調理員、配送員等関係者の検便の実施（食材納入業者、牛乳・デザート等納入業者も含む。）

③保存食の提供

④献立表、食材等一覧表、各種業務点検表など資料の提出

図1 共同調理場における食中毒（疑）発生時の連絡体制



食物アレルギー編

1. 益田市における食物アレルギー対応

(1) 対応の概要

- ①食べられない献立が確認できるように詳細献立表と 27 品目のアレルギー特定原材料を記載したアレルギー関連表を保護者に配布する。
- ②「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に沿って、飲用牛乳の提供停止及び対応食の提供を実施する。

(2) 食物アレルギー対応食の概要

基本的な考え方

食物アレルギーを持つ子どもたちも楽しく安全な給食時間を過ごせるよう、施設等が整っている高津学校給食センターにおいて、子ども達の安全確保が可能な範囲で、医師の診断、指示に基づく対応を基本に実施する。

(3) アレルギー対応の内容

対応するアレルギーは、食品衛生法において特定原材料として表示義務の示されている 7 品目、その他 20 品目とします。なお、対応食は「卵」のみとする。

- ①詳細献立表・アレルギー関連表の配布
- ②飲用牛乳の提供停止
- ③対応食の提供「卵」の除去食、代替食の提供

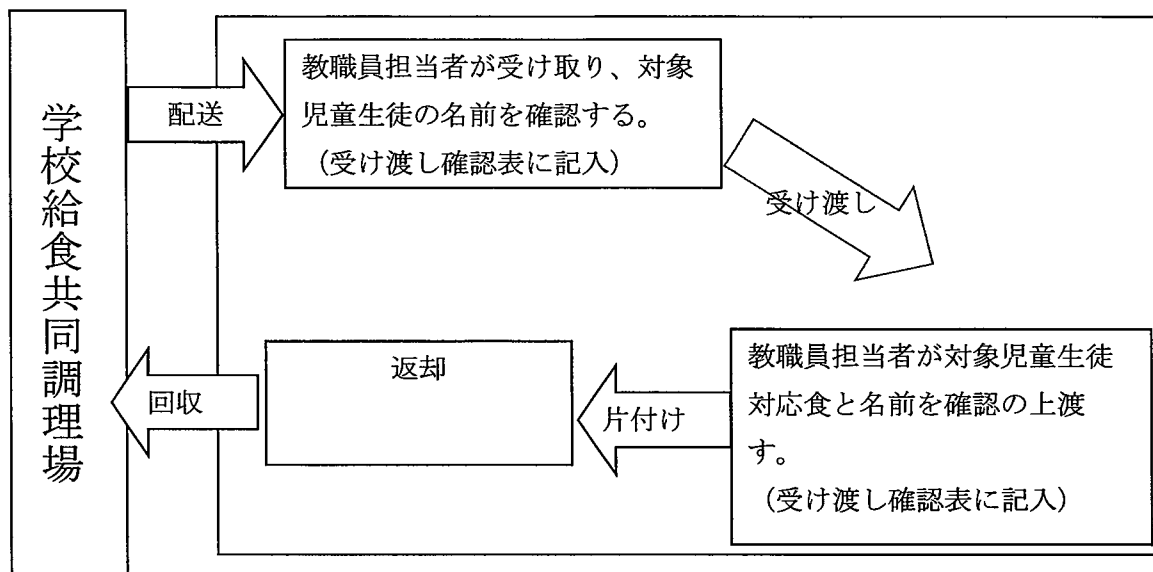
(4) アレルギー対応食の対応基準

次のすべての項目に該当する児童生徒等を対象にアレルギー対応食を実施する。

- ①医師による診察・検査により、食物アレルギーと診断されていること。
- ②アレルギー（原因物質）が特定されており、医師から食事療法を指導されていること。
- ③家庭においても食事療法を実施していること。
- ④保護者、学校、共同調理場栄養教諭等は定期的に面談し、アレルギー症状の家庭を踏まえた上で、対応食の中止・変更などの対応を協議すること。なお、最低年 1 回は医師の診断を受け、対応方法の見直しを行うこと。
- ⑤アナフィラキシーの既往歴がある場合、学校での安全確保ができるまでの間、対応食は提供しないこと。
- ⑥学校および市教育委員会は、児童生徒の心身の発達を促進するため、今後も食物アレルギー対応が家庭との十分な連携と協力関係のもと、与えられた条件のなかで最大の効果を生むよう努力していくこと。

(5) 学校等におけるアレルギー対応食の受け渡しと配膳

毎月分の個人の対応内容を記載している「食物アレルギー対応献立表兼承諾書」を保護者及び学校に配布し、それを確認しながら、以下の受け渡しと配膳を行う。



※対応食の調理は「高津学校給食センター」で行う。美都学校給食共同調理場の対象校に配送する場合の配送ルートは高津学校給食センター→美都学校給食共同調理場→対象校とする。

2. 緊急時の対応

(1) 基本的な考え方

食物アレルギー事故は、これまで食物アレルギーをもっていなかった児童生徒が新規発症するケースが多いことから、現在の食物アレルギーの有無にかかわらず、すべての小中学校において対応できるよう体制を整えること。

食物アレルギーの誘発症状は、軽いじんま疹から気管支ぜん息やアナフィラキシーのように緊急の対応を要するまで幅が広い。アレルギーをもつ児童生徒等から何らかの体調の変化を訴えた場合は、常にアレルギー症状である可能性を考慮して観察し、迅速な処置のタイミングは逃さないことが大切である。

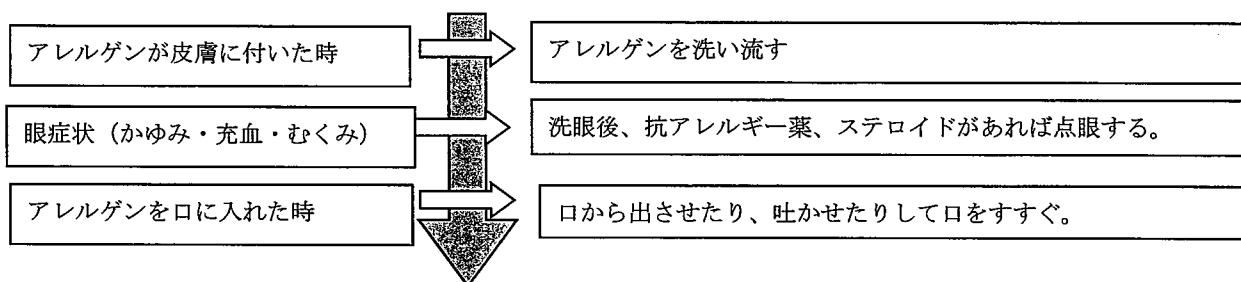
誤食が確認された場合は、数分から2時間後まで、あるいはその後も症状が出現する可能性を念頭に置いて、体調の変化を観察する。児童生徒等が何らかの症状を訴えた時点で誤食の事実が確認できない場合があっても、それに対する症状に基づいて進めるべきである。

一般にアレルギー症状に対して処方されている頓服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬、気管支拡張薬等)は安全性の高いものが多く、早期に服用することで問題となる重大な副作用はないと考えてよい。

症状が出始めてから走ったり、激しく動き回ったりすると、症状が急激に悪化する危険がある。局所的なじんま疹等軽い症状を認めた場合でも、消失するまでは安静にするなど、慎重な対応をとる事が望ましい。対応する教職員が交代する場合には、状況を確実に申し送って、症状が完全に消失するまで観察を続けること。

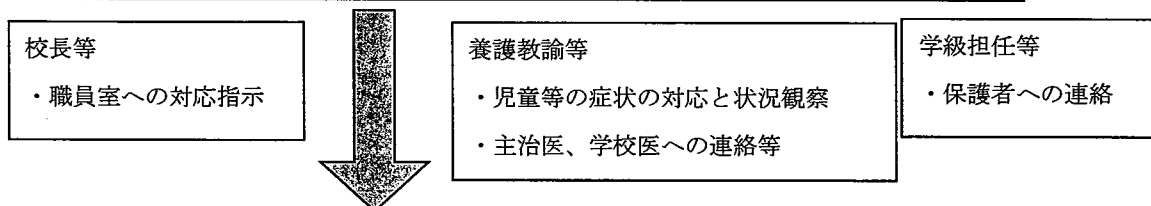
(2) 緊急時対応の流れ

【第1段階】



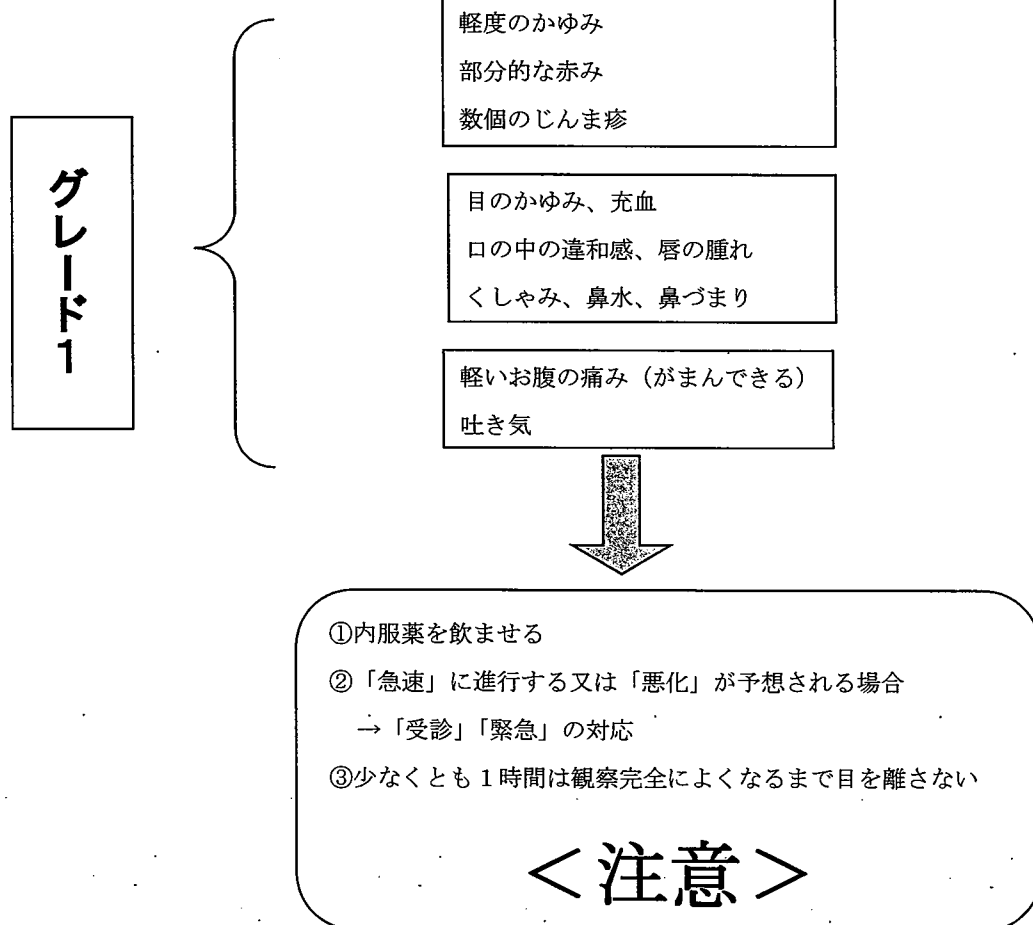
【第2段階】

発見者（学級担任等）が、保健室（職員室）に連れていく。場合によっては、養護教諭等が現場に急行する。（対象者を1人にさせない。）



【第3段階】

※症状レベルによる対応の実施



グレード2

強いかゆみ
全身に広がるじんま疹
全身が真っ赤（救急車の要請も考慮）

顔全体の腫れ
まぶたの腫れ

数回の軽い咳

中等度のお腹の痛み
1～2回のおう吐
1～2回の下痢



1つでも当てはまる場合

- ①内服薬を飲ませ、エピペンを準備
- ②速やかに医療機関を受診
- ③急速に進行する場合→「緊急」の対応
- ④座位にして会話をしながら観察すると、急変に対する判断・対応がしやすい

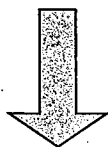
< 受診 >

グレード3

のどや胸が締め付けられる
声がかすれる
犬が吠えるような咳
息がしにくい
持続する強い咳き込み
ゼーゼーする呼吸

持続する強い（がまんできない）
お腹の痛み
繰り返し吐き続ける

ぐったり
意識もうろう
尿や便を漏らす
脈が触れにくいまたは不規則
唇や爪が青白い



- ①エピペンを使用
- ②救急車を要請（119番通報）→保護者に連絡
- ③その場で安静を保つ→歩かせない
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる
判断・対応がしやすい
- ⑥仰向けにして足を上げる

< 緊急 >

異変に気がいたら子供から目を離さない

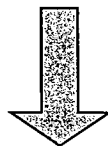


助けを呼び、人を集める



上記症状から重症度を判定し、速やかに行動する

※上記症状は一例であり、そのほかの臓器症状で判断に迷う場合は、グレード2以上の対応を行う。



迷ったらエピペンを打つ！ただちに119番通報

救急車要請マニュアル (例)

電話で「119」を押す

救急であることを伝える

「火事ですか？救急ですか？」

「救急です。」

子ども（患者）のいる場所を伝える

「住所はどこですか？」

「（ ）学校です。」（住所：

子ども（患者）の状況を伝える

「どうしましたか？」

だれが⇒「（ ）年生の男（女）子が」

いつ⇒「（例）給食後の昼休みから」

どうした⇒「（例）全身のかゆみとおう吐がありました」

今、どんな状態か⇒「（例）ゼーゼーする呼吸があり、
腹痛もあります」

エピペン®使用の有無を伝える

●「エピペン®は（ ）時（ ）分に打ちました。」

●「エピペン®は（持っていません。／まだ打っていません。）」

通報者を伝える

「あなたの名前と
連絡先を教えてください。」

「（ ）学校の（役職名）（ ）です。
連絡先は（ ）です。」

救急隊到着までの応急手当に
ついて指導を受ける

救急車要請を伝える
（関係者、保護者）

救急車誘導を手配する

※エピペン®を使用した場合は、エピペン®を携行して病院へ！

(3) エピペンについて

緊急時にエピペンを使用するのは、医師法違反にならないと文部科学省から全国の都道府県教育委員会に通知されていることから、各学校においては、エピペンを処方されている児童生徒を把握し、アナフィラキシーのショック症状が出た場合は、躊躇せずにエピペンを使用できるよう、教職員に対して研修を実施するなど、十分な知識を備えておくこと。

エピペンの使い方は、エピペンの本体にわかりやすく記載されており、以下の通りである。なお、以下の使用法は、エピペン注射液 0.3mg であるが、エピペン注射液 0.15 mg も同じ使い方である。

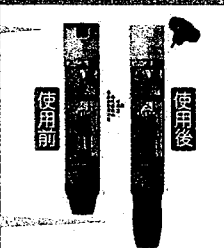
エピペン®について

エピペン®はアナフィラキシーが現れたときに使用する自己注射薬で、医療機関で治療を受けるまでの一時的な緊急補助治療薬です。医師から患者個人に処方されます。

安全キャップ(青色)は使用時には外す。

先端部分(オレンジ色)には注射針が入っている。使用後の注射針も先端部分に覆われて見えない。

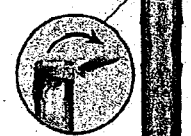
使用前



使用後



片手で簡単に開けられる



実物はケースに入っている。使用時にはキャップを開けて中身を取り出す。
※薬液の量の違いからキャップの色は黄色いものと緑色のものがある。

エピペン®使用の流れとポイント

準備

① エピペン®は練習用トレーナーではないことを確認



実物

練習用

ラベルと先端のカバーの形が違う

① ケースのカバーキャップを開け、エピペン®を取り出す。

② エピペン®を利き手で持ち、反対の手で安全キャップを外す。



○正しい持ち方 ×誤った持ち方

注射



でも打てる
衣服の上から

③ 太ももの外側にエピペン®の先端(オレンジ色の部分)を当て、「カチッ」と音がするまで強く押し当てる。

④ 注射後はすぐに抜かず、5秒程度は押しつけたままにする。

※衣服の上から打つ場合には、注射部位にあたるポケットに何も入っていないことを確認！

※教職員が打つ場合には、子どもに「打つよ」などと声をかけてから打つ。

※エピペン®は振り下ろさない！

※お向けで打つ場合も太ももの外側にあたる位置に打つ。介助者がいる場合は、介助者は子どもの太ももの付け根と膝を動かさないように押さえる。

確認

オレンジ色のニードルカバー

伸びた状態

使用前

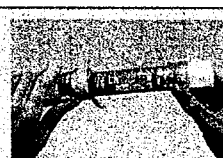


使用後



⑤ エピペン®の先端が伸びているかどうか確認する。伸びていない場合には、エピペン®が正しく打てていないため、再度注射を試みる。

片付け



⑥ 使用済みのエピペン®は、先端のオレンジ部分を下にしてケースに入れる。

※オレンジ色の部分は伸びているため、ケースの蓋は閉まらない。

⑦ 使用済みのエピペン®は、青色の安全キャップとともに病院に持ち出し、エピペン®を使用したことを医師に伝える。

写真提供：ファイザー株式会社